

ドイツ
商標規則

2004年5月11日商標規則(連邦法律官報 I, 872 ページ)
2014年1月2日規則(連邦法律官報 I, 18 ページ)第3条により最終改正

目次

第1部 適用範囲

第1条 商標に関する手続

第2部 登録までの手続

第1章 出願

第2条 出願の様式

第3条 出願の内容

第4条 団体標章の出願

第5条 出願人及び代理人を特定する明細

第6条 商標の種類に関する明細

第7条 文字標章

第8条 図形標章

第9条 立体標章

第10条 トレーサー・マーク

第11条 音響標章

第12条 その他の種類の商標

第13条 ひな形及び見本

第14条 外国語による様式

第15条 外国語による出願

第16条 外国語による書類

第17条 本国において登録された商標への言及

第18条 使用により識別性を取得した商標の先順位決定のための決定的日付の延期

第2章 商品及びサービスの分類

第19条 分類

第20条 商品及びサービスの一覧

第21条 分類に関する決定

第22条 分類の改正

第3章 出願公告

第23条 出願公告

第3部 登録簿, 証明書, 公告

- 第 24 条 登録簿の設置場所及び形態
- 第 25 条 登録簿の登録内容
- 第 26 条 証明書
- 第 27 条 公告の場所及び形態
- 第 28 条 登録についての公告の内容

第 4 部 個別手続

第 1 章 異議申立手続

- 第 29 条 異議申立の様式
- 第 30 条 異議申立の内容
- 第 31 条 複数の異議申立についての共同決定
- 第 32 条 停止

第 2 章 出願及び登録の一部移転, 分割

- 第 33 条 登録商標の一部移転
- 第 34 条 権利の移転, 対物的権利, 破産手続及び出願に関する強制執行措置
- 第 35 条 出願の分割
- 第 36 条 登録の分割

第 3 章 更新

- 第 37 条 手数料の納付による更新
- 第 38 条 一部更新の請求

第 4 章 放棄

- 第 39 条 放棄
- 第 40 条 第三者の合意

第 5 章 取消

- 第 41 条 取消事由による取消
- 第 42 条 絶対的拒絶理由による取消

第 5 部 国際登録

- 第 43 条 マドリッド協定に基づく国際登録の手続における請求その他の通信
- 第 44 条 マドリッド協定議定書に基づく国際登録の手続における請求その他の通信
- 第 45 条 マドリッド協定及びマドリッド協定議定書に基づく国際登録の手続における請求その他の通信
- 第 46 条 保護の拒絶

第 6 部 農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地名称の保護に関する 2006 年 3 月 20 日
理事会規則 (EEC) No. 510/2006 に基づく手続

第1章 登録手続

第47条 登録出願

第48条 出願公告

第49条 国内での異議申立

第2章 商標法第131条に基づく異議申立手続

第50条 異議申立

第51条 異議申立手続

第3章 明細書の補正, 取消, ファイルの閲覧

第52条 明細書の補正

第53条 取消請求

第54条 ファイルの閲覧

第55条 (廃止)

第7部 最終規定

第56条 本規則の施行時の経過規定

第57条 今後の改正についての経過規定

第58条 施行, 廃止

第1部 適用範囲

第1条 商標に関する手続

(1) 商標法に準拠し、ドイツ特許商標庁に対してする手続(商標事項)については、商標法及びドイツ特許商標庁に関する規則の規定に加え、本規則の規定が適用される。

(2) 本規則にいうドイツ工業規格(DIN)は、ベルリン及びケルンに所在のボイト出版有限責任会社により刊行され、ドイツ特許商標庁の保管庫において安全確実に保管されている。

第2部 登録までの手続

第1章 出願

第2条 出願の様式

- (1) 商標登録の出願は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用しなければならない。
電子出願の場合はドイツ特許商標庁に関する規則(以降「DPMA 規則」と表記)第12条が適用される。
- (2) 商標登録の出願は、商品及びサービスについてすることができる。
- (3) 各商標について、個別の出願が必要とされる。

第3条 出願の内容

- (1) 出願は、次の事項を含んでいなければならない。
 1. 出願人及び該当する場合は、第5条に基づく代理人を特定する明細
 2. 第6条に基づく商標の種類に関する明細及び第7条から第12条までにに基づく商標の表示
 3. 登録を受けようとする商標の対象である第20条に基づく商品及びサービスの一覧
- (2) 出願について、
 1. 先の外国出願の優先権を主張する場合は、その出願の出願日及び国名を記載し、その旨の宣言書を提出しなければならない。
 2. 博覧会に係る優先権を主張する場合は、最初の展示日及びその博覧会名を記載し、その旨の宣言書を提出しなければならない。

第4条 団体標章の出願

団体標章としての登録を請求する場合は、その旨の宣言書を提出しなければならない。

第5条 出願人及び代理人を特定する明細

- (1) 出願には、出願人を特定する次の明細を記載しなければならない。
 1. 出願人が自然人である場合は、出願人の姓名又は登録が出願人の会社のために行われる場合は、商業登記簿に登録されている会社名
 2. 出願人が法人又はパートナーシップである場合は、この法人又はパートナーシップの名称。適法様式の慣用略称は使用することができる。法人又はパートナーシップが登記簿に登録されているときは、当該名称は、登記簿記載の形式に対応する形式で表示しなければならない。民法典に基づくパートナーシップの場合は、代理人として行動する資格のある少なくとも1のパートナーの名称及び住所も表示しなければならない。
 3. 出願人の住所(街路、建物番号、郵便番号、都市)
- (2) 出願書類には、さらに出願人の住所以外の郵便宛先又は私書箱宛先(P. O. B.)並びに電話番号及びファックス番号を記載することができる。
- (3) 出願が複数人によって行われる場合は、(1)及び(2)は、複数の出願人全員に対して適用される。
- (4) 出願人が居所又は本拠をドイツ国外に有するときは、(1)3に基づく住所については、都市名に加え国名も記載しなければならない。更に、該当する場合は、出願人が居所又は本拠

を有しているか又は当該人が法制度に服する地区、郡又は州も記載することができる。

(5) ドイツ特許商標庁が DPMA 規則第 16 条に基づいて出願人に対して出願人番号を割り当てている場合は、出願書類にこの番号を記載しなければならない。

(6) 代理人を選任しているときは、当該代理人の名称及び住所の記載に関する(1)及び(2)が準用される。ドイツ特許商標庁が DPMA 規則第 16 条に基づいて代理人に対して代理人番号又は包括的委任状番号を割り当てている場合は、この番号を記載しなければならない。

第 6 条 商標の種類に関する明細

出願書類には、商標について、次のものの何れとして登録簿への登録を求めるのかを表示しなければならない。

1. 文字標章(第 7 条)
2. 図形標章(第 8 条)
3. 立体標章(第 9 条)
4. トレーサー・マーク(第 10 条)
5. 音響標章(第 11 条)
6. その他の種類の商標(第 12 条)

第 7 条 文字標章

出願人が、商標をドイツ特許商標庁において一般に使用されているブロック字体により登録しようとする旨を記載している場合は、商標は、願書の中で普通字体(文字、数字又はその他の記号)により複製されていなければならない。

第 8 条 図形標章

(1) 出願人が、商標を、第 7 条の意味における文字標章の特定の図形表示の形において、文字と図形を結合した平面標章として、図形標章として、又は色彩付で登録しようとする旨を記載しているときは、願書には商標についての同一の平面図形表示 2 通を添付しなければならない。商標が色彩付で登録されることを求めるときは、願書において色彩も特定しなければならない。

(2) 商標の表示は、耐久性のある方法で紙面に複製されたものでなければならず、また(高さ及び幅について)8cm の寸法に縮小した場合でも、白黒で複製した場合でも、商標の要素をすべての明細において明白に示すような色彩及び形状のものでなければならない。表示には糊付してはならず、かつ、当該表示は消し跡がなく、かつ、耐久性のある色彩でなければならない。

(3) 商標の表示に使用する用紙は、A4 版を超えてはならない。当該表示に使用する面積(記載領域)は、8cmx8cm 以上で 26.2cmx17cm を超えてはならない。用紙は、その片面のみに記載しなければならない。各ページの上端及び左側には、最低 2.5cm の余白を設けなければならない。

(4) 商標の正しい位置については、それが自明でない限り、各表示について形象の上に「上」という語を加え、その間に十分な空白を残して示さなければならない。

(5) 商標の表示は、データ記憶媒体によって追加して提出することができる。データ記憶媒体は、読取可能なものでなければならず、また、ウイルス又は悪意のあるロジック形態を含

んでいてはならない。そうでない場合は、データ記憶媒体は使用することができない。ドイツ特許商標庁が受理する、読取可能なデータ記憶媒体のフォーマットは、インターネットの www.dpma.de に公表されている。イメージは空のデータ記憶媒体のルートディレクトリーに単一のファイルとして記録されていなければならない。

1. イメージ・フォーマットとしては、次のものが受理される。

イメージ・フォーマット		JPEG (*.jpg)
解像度	横書きフォーマット - 幅	最小 945 pixels, 最大 1890 pixels
	縦書きフォーマット - 高さ	最小 945 pixels, 最大 1890 pixels
色空間		sRGB
色深度	カラー	24 bpp
	白黒	8 bpp
	グレイ・スケール	8 bpp

ファイルは、そのサイズが 1MB を超えてはならない。ドイツ特許商標庁はパックされた、及び圧縮されたファイルは処理しない。

2. データ記憶媒体の表面には、次の明細を(印刷又はブロック体大文字で)表示しなければならない。

- a) 出願人の名称
- b) 可能な場合には、その標章
- c) 代理人が選任されている場合は、その代理人
- d) 連絡用の明細(住所、電話番号、電子メールアドレス)
- e) 出願人又はその代理人に関して内部参照番号がある場合は、その番号
- f) データ記憶媒体がその一部となっている商標出願の出願日

マーキングはデータ記憶媒体の読取可能性を害するものであってはならない。ドイツ特許商標庁は、ラベルが貼られたデータ記憶媒体を処理しない。

(6) 出願には、商標についての説明を含めることができる。

第9条 立体標章

(1) 出願人が商標を立体標章として登録されるべき旨を表示しているときは、当該商標の同一の平面図形表示 2 通を出願書類に添付しなければならない。その表示は、最大 6 面図までを含むことができ、また、第 8 条(3)の様式による用紙によって提出しなければならない。商標が色彩付きで登録されるべきときは、出願書類においてその色彩を特定しなければならない。

(2) 複製としては、陽面の写真又は輪郭を図示する図面を使用するものとし、それらは対象とする商標について耐久性をもって表示しており、また明瞭な輪郭を示す写真オフセット印刷及びマイクロフィルム印刷を含むマイクロフィルム化並びに電子画像記憶再生を可能にするものでなければならない。

(3) 商標が輪郭を図示する図面によって表示される場合は、その複製は均一な黒色かつ滲みのない明瞭な線で作成されていなければならない。それには、立体的細部を示すためにハッ

チング及び陰影を付すことができる。

(4) 表示の形式については、第8条(2)から(5)までが適用される。商標の表示がデータ記憶媒体によって追加して提出される場合は、すべての面図は1のイメージ・ファイルにおいて表示されなければならない。

(5) 出願書類には、商標についての説明を含めることができる。

第10条 トレーサー・マーク

(1) 出願人が商標をトレーサー・マークとして登録しようとするときは、第9条(1)から(4)までが準用される。

(2) 出願書類には、商標の説明と共にトレーサーの種類についての表示を含めることができる。

第11条 音響標章

(1) 出願人が商標を音響商標として登録しようとするときは、商標の同一の平面図形表示2通を出願書類に添付しなければならない。

(2) 音響標章は、通常の楽譜で表示しなければならない。当該表示の形式については、第8条(2)から(5)までが準用される。

(3) 出願人は、商標の音響表示をデータ記憶媒体で提出しなければならない。

(4) 出願書類には、商標の説明を含めることができる。

(5) 次の基準が、(3)に従って提出されるデータ記憶媒体に適用される。

1. ドイツ特許商標庁が受理する、読取可能なデータ記憶媒体フォーマットは、インターネットの www.dpma.de に公表されている。音響表示は、空のデータ記憶媒体のルートディレクトリーに記憶されなければならない。容認されるファイル・フォーマットはWAVEフォーマット(*.wav)及びMP3フォーマット(*.MP3)である。最低サンプリング周波数は44.1 kHz、最小分解能は16ビットとしなければならない。ドイツ特許商標庁は、パックされた、及び圧縮されたファイルを処理しない。

2. データ記憶媒体の表面には、次の明細を(印刷又はブロック体大文字で)表示しなければならない。

a) 出願人の名称

b) 可能な場合には、その標章

c) 選任されている場合には、その代理人

d) 連絡のための明細(住所、電話番号又は電子メールアドレス)

e) 存在している場合は、出願人又は代理人の内部参照番号

f) データ記憶媒体がその一部を構成している商標出願の出願日

マーキングは、データ記憶媒体の読取可能性を妨げるものであってはならない。ラベルは使用してはならない。

3. データ記憶媒体は、読取可能でなければならない。また、ウイルスその他の悪意のあるロジック形態を有してはならない。データ記憶媒体が読取可能でない場合には、それに係る音響表示は提出されなかったとみなす。

4. 個々の音響標章に関しては、1のデータ記憶媒体のみを提出しなければならない。

第12条 その他の種類の商標

(1) 出願人が、商標を他の種類の商標として登録しようとするときは、商標に関する同一の平面図形表示2通を出願書類に添付しなければならない。商標が色彩付で登録されることを求める場合は、出願書類においてその色彩を特定しなければならない。

(2) 表示の形式に関しては、第8条(2)から(5)まで、第9条(1)から(3)まで及び(4)第2文並びに第11条(2)第1文、(3)及び(5)が準用される。

(3) 出願書類には、商標についての説明を含めることができる。

第13条 ひな形及び見本

商標が付されている製品のひな形若しくは見本又は第9条、第10条及び第12条の場合は商標自体のひな形若しくは見本は、出願書類に添付してはならない。第11条(3)は、影響を受けない。

第14条 外国語による様式

出願及び願書の提出については、出願人は、ドイツ特許商標庁発行の様式又は国際基準に合致しているときはドイツ語により補完した外国語による様式も使用することができる。ドイツ特許商標庁は、外国語による様式における個別の記載内容について疑義のある場合は、追加の説明を要求することができる。出願日の付与についての規定は、これら後の要求により影響を受けない。

第15条 外国語による出願

(1) 外国語による出願は、商標法第32条(2)に基づく要件が満たされている場合は、商標法第33条(1)に基づく出願日が付与される。

(2) ドイツ特許商標庁による出願の受領から3月以内に、外国語による出願内容、特に商品及びサービスの一覧についてのドイツ語翻訳文を提出しなければならない。翻訳文は、弁護士若しくは特許弁護士の認証を受けるか、又は宣誓した翻訳者によって作成されていなければならない。

(3) (2)に基づく翻訳文が前記の期限内に提出されなかった場合は、当該出願は取り下げたものとみなされる。

(4) 出願の審査及びドイツ特許商標庁に対するその他すべての手続は、ドイツ語翻訳文を基礎としなければならない。

第16条 外国語による書類

(1) ドイツ特許商標庁は、外国語で作成された次の書類を審査することができる。

1. 優先権書類
2. 本国で登録された商標に関する書類
3. 一応の証拠を提供するか又は事実を証明する書類
4. 第三者による意見及び証明
5. 専門家の意見
6. 出版物からの引用

(2) 外国語の書類が英語、フランス語、イタリア語又はスペイン語により作成されていない

場合は、弁護士若しくは特許弁護士によって認証された翻訳文又は宣誓した翻訳者によって作成された翻訳文を、当該書類の受領後 1 月以内に提出しなければならない。翻訳文が期限内に提出されなかったときは、当該書類は、受領されなかったものとみなされる。翻訳文が前記期限満了後に提出されたときは、当該書類は、翻訳文の受領日に受領されたものとみなされる。

(3) 外国語の書類が英語、フランス語、イタリア語又はスペイン語により作成されている場合は、ドイツ特許商標庁は、翻訳文を提出するよう要求することができる。ドイツ特許商標庁は、翻訳文が弁護士若しくは特許弁護士の認証を受けること、又は宣誓した翻訳者によって作成されることを要求することができる。翻訳文が適時に提出されなかったときは、当該書類は、受領されなかったものとみなされる。翻訳文が前記期限満了後に提出されたときは、当該書類は、翻訳文の受領日に受領されたものとみなされる。

第 17 条 本国において登録された商標への言及

(1) 出願人がパリ条約第 6 条の 5 に基づいて本国での登録商標へ言及する場合は、出願後においても、この旨の宣言書を提出することができる。

(2) 出願人は、所轄当局が発行した、本国における登録に関する証明書を提出しなければならない。

第 18 条 使用により識別性を取得した商標の先順位決定のための決定的日付の延期

審査中に、商標法第 37 条(2)の意味における先順位決定のための決定的日付の延期の要件が満たされていると認められたときは、ドイツ特許商標庁は、出願人にその旨を通知しなければならない。先順位決定の決定的日付は、出願ファイルに記載される。その他の点に関しては、商標法第 33 条(1)の意味における出願日は影響を受けない。

第 2 章 商品及びサービスの分類

第 19 条 分類

商品及びサービスの分類は、分類の現行版及び商品及びサービスのアルファベット順一覧により決定される。

第 20 条 商品及びサービスの一覧

(1) 商品及びサービスは、個々の商品又はサービスを所定の分類(第 19 条(1))の類に分類できるように指定しなければならない。

(2) 可能な範囲において、かつ、説明の必要がない限り、分類の指定及び第 19 条にいうアルファベット順一覧の用語を使用しなければならない。その他については、取引で一般に使用されている用語を可能な限り使用しなければならない。

(3) 商品及びサービスは、当該分類の順序に従う類により配列しなければならない。

(4) 商品及びサービスの一覧はフォントサイズ 11、行間 1.5 行とし出願書類に 2 通の写しを添付しなければならない。

第 21 条 分類に関する決定

(1) 出願における商品及びサービスが正確に分類されていないときは、ドイツ特許商標庁は分類に関して決定する。

(2) 出願の焦点となる分類の類は、ドイツ特許商標庁が主たる類として選択する。その限りにおいて、ドイツ特許商標庁は、出願人により表示された主たる類には拘束されない。手数料納付に関しては、ドイツ特許商標庁は、出願人により表示された主たる類を参酌する。

第 22 条 分類の改正

商品及びサービスの分類が、商標の出願日から保護期間の満了までの間に改正された場合は、当該分類は、商標の所有者の請求によって、いつでも変更できる。当該分類は、遅くとも商標の保護期間の更新時には職権で変更される。

第 3 章 出願公告

第 23 条 出願公告

(1) 出願日(商標法第 33 条(1))が付与された商標の出願公告には、次の情報を含めなければならない。

1. 出願番号
2. 出願の受領日
3. 商標に関する明細
4. 出願人が主張している外国優先権(商標法第 34 条)、博覧会優先権(商標法第 35 条)に関する、又は共同体商標についての 1993 年 12 月 20 日の理事会規則(EC)No. 40/94(欧州共同体公報(OJ EC)1994 年 No. L11, 1 ページ)第 35 条に基づいて主張されている先順位に関する明細
5. 出願人の名称及び居所又は本拠
6. 代理人を選任している場合は、当該代理人の名称及び居所又は本拠
7. 送達受取人も併記した送達宛先、及び
8. 商品及びサービス一覧の主たる類及びもしあればその他の類

(2) 出願された商標が登録簿に記録されない場合は、公告は追加的に次の情報を含む。

1. 出願された商標の全部又は一部についての拒絶の場合は、拒絶理由、拒絶の対象である商品及びサービス並びにその類(クラス)を指定した個々の表示
2. 商標出願の全部又は一部の取下げの場合は、その取下げに係る商品及びサービス並びにその類を指定した個々の表示
3. 出願が、手数料(特許費用法第 6 条(2))の不納又は出願日の付与を受けるための最低要件(商標法第 36 条(1)1.に関連する、第 36 条(2)第 1 文、第 33 条(1))を満たさなかったことを事由として取り下げられたとみなされる場合には、その旨の表示
4. 非公開の多数出願の場合は、その旨の表示

(3) 公告は電子形態で行うこともできる。

第3部 登録簿，証明書，公告

第24条 登録簿の設置場所及び形態

- (1) 登録簿は，ドイツ特許商標庁において維持管理しなければならない。
- (2) 1999年8月1日以降，登録簿は，電子データベースの形態で保管されている。

第25条 登録簿の登録内容

次の事項については，登録簿に登録しなければならない。

1. 商標の登録番号
2. 出願番号が登録番号と同一でないときは，出願番号
3. 商標の表示
4. 商標の種類を表示
5. 色彩付で登録される商標については，この旨の表示及び色彩の特定
6. ファイルと共に保管されている説明
7. 商標が使用により識別性を取得したことを立証することにより登録された商標(商標法第8条(3))については，この旨の表示
8. パリ条約第6条の5に基づいて本国における商標登録を基礎として登録された商標については，この旨の表示
9. 該当する場合は，商標が団体標章である旨の表示
10. 共同体商標に関する1993年12月20日の理事会規則(EC)No. 40/94(OJ EC1994年No. L11, 1ページ)第34条又は第35条に基づいて，出願商標又は登録商標について先順位が主張されている商標の場合は，個別の出願番号の表示及び当該商標の取消の場合は，取消事由を明記した陳述
11. 商標の出願日
12. 該当する場合は，商標法第37条(2)に基づいて先順位を決定する決定的な日
13. 商標所有者が主張する外国優先権(商標法第34条)に関する日付，国名及び出願番号
14. 商標所有者が主張する博覧会優先権(商標法第35条)に関する明細
15. 商標所有者の名称及び居所又は本拠。民法典に基づくパートナーシップについては，代理人として行動する資格のある指定されたパートナーの名称及び居所
16. 代理人が選任されているときは，当該代理人の名称及び本拠
17. 送達受取人の名称も並記した送達宛先
18. 主たる類及びその他のグループ分けされた類を表示した商品及びサービスの一覧
19. 登録簿への登録日
20. 登録についての公告日
21. 異議申立期間の満了後に商標登録に対する異議申立がなかったときは，この旨の表示
22. 異議申立がされたときは，
 - a) この旨の表示
 - b) 異議申立手続の終結日
 - c) 商標が全体において取り消されたときは，この旨の表示
 - d) 商標が一部において取り消されたときは，当該取消に係わる商品及びサービス
23. 保護期間の更新

24. 第三者が登録商標の取消請求をしたか又は取消訴訟を提起した場合は、
 - a) 商標法第 50 条に従う取消請求のときは、この旨の表示
 - b) 商標法第 50 条に従う取消手続についての結論
 - c) 商標が全体において取り消されたときは、取消理由を記載し、この旨の表示
 - d) 商標が一部において取り消されたときは、取消理由及び当該取消に係わる商品及びサービスを記載し、この旨の表示
25. 取消手続が職権により行われた場合において、
 - a) 商標が全体において取り消されたときは、取消理由を記載し、その旨の表示
 - b) 商標が一部において取り消されたときは、取消理由及び取消に係わる商品及びサービスを記載し、この旨の表示
26. 商標が、商標所有者の対応する宣言、特に商標の一部更新又は一部取消により、全体又は一部において取り消される場合は、取消理由を明記し、この旨の表示及び商標の一部が取り消されたときは、その取消が実行された後の関係商品及びサービスの一覧
27. 商標法第 44 条に基づく登録付与を求める訴訟についての明細がドイツ特許商標庁に通知されているときは、これらの明細
28. 分割宣言の受領日
29. 親登録に関しては、分割宣言に基づく分割登録の登録番号への言及
30. 分割宣言に基づく分割登録に関しては、この旨の表示及び親登録の登録番号
31. 国際登録の日付及び番号(商標法第 110 条及び第 122 条(2))
32. 商標の譲渡並びに権原の承継人及び該当するときは、15, 16 及び 17 に従うその代理人に関する明細
33. 商品及びサービスの一部に係わる商標の譲渡の場合は、追加として、29 及び 30 に記載された明細
34. 対物的権利(商標法第 29 条)に関する明細
35. 強制執行措置(商標法第 29 条(1)2)及び商標の破産手続への関与(商標法第 29 条(3))に関する明細
36. 15, 16 及び 17 に記載した明細の補正
37. 登録簿における登録の訂正(商標法第 45 条(1))

第 26 条 証明書

DPMA 規則第 25 条に基づく商標登録を証明する書類に加え、商標所有者は、明示的に放棄した場合を除いて、登録簿における記載事項に関する証明書を受領する。

第 27 条 公告の場所及び形態

- (1) 登録商標に関する明細は、ドイツ特許商標庁発行の商標公報により公告しなければならない。
- (2) 公告は、電子形態により行うことができる。

第 28 条 登録についての公告の内容

- (1) 登録についての公告には、第 25 条 20 及び 31 に規定された事項を除いて、登録簿に登録されているすべての事項を掲載する。色彩付きの商標登録は、色彩付きで公告しなければならない

らない。

(2) 商標登録についての最初の公告には、異議申立(商標法第42条)をすることができる旨の注記を付さなければならない。当該注記は、最初の公告において相当な不備があったために再公告するときは、反復しなければならない。当該注記は、第1文及び第2文に基づいて公告されるすべての商標に対し共用とすることができる。

(3) 一部取消の場合は、取消後の商標登録を全部再公告することができる。

第4部 個別手続

第1章 異議申立手続

第29条 異議申立の様式

(1) 異議申立は、商標登録に対する異議申立の根拠である各商標又は取引上の表示(先の標章)について、個別に行わなければならない。同一の異議申立人の複数の先の標章を根拠にしているときは、複数の異議申立を1の異議申立書に併合することができる。

(2) 異議申立は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用しなければならない。

第30条 異議申立の内容

(1) 異議申立は異議申立の対象とする標章及び先の標章並びに異議申立人の特定を可能とする情報を含んでいなければならない。先の標章が出願も、登録もされていない場合は、その標章を特定するために、その種類、表示、形態、関連する優先日、主題及び行使する標章権の所有者を表示しなければならない。

(2) 異議申立は、下記の情報が(1)による特定をするために既に要求されている場合を除き、その情報を含まなければならない。

1. 登録に対する異議申立の対象とする商標の登録番号
2. 登録されている先の商標の登録番号又は出願されている先の商標の出願番号
3. 先の標章の表示及びその形態の名称
4. 先の商標が国際登録されたものである場合は、当該先の商標の登録番号及び先の国際登録が1990年10月3日前にドイツ連邦共和国及びドイツ民主共和国における効力を有して登録されている場合は、異議申立が前記の国の何れの部分を根拠にしているかについての宣言
5. 先の標章の所有者の名称及び住所
6. 異議申立が、登録又は出願された商標を根拠としており、かつ、それが出願ファイルに出願人として記録されていない者又は登録簿に所有者として登録されていない者によって提出される場合は、異議申立人の名称及び住所並びに権利の移転を記録又は登録するための請求が提出された日
7. 異議申立人が代理人を選任しているときは、代理人の名称及び宛先
8. 登録に対する異議申立がされる商標の所有者の名称
9. 異議申立が根拠とする商品及びサービス
10. 異議申立の対象である商品及びサービス

第31条 複数の異議申立についての共同決定

(1) 同一の異議申立人が提起する複数の異議申立については、適切な場合は、共同決定を行わなければならない。

(2) (1)に規定する場合の他にも、複数の異議申立に関して共同決定を行うことができる。

第32条 停止

(1) 商標法第43条(3)に規定する場合を除いて、ドイツ特許商標庁は、適切な場合は、異議申立手続を停止することができる。

(2) 停止は、特に異議申立が認められると推測され、かつ、異議申立が出願商標に基づいている場合又は先の商標に係わる取消手続がドイツ特許商標庁に係属している場合に、考慮される可能性がある。

第 2 章 出願及び登録の一部移転、分割

第 33 条 登録商標の一部移転

(1) 商標登録に基づく権利の移転が登録商品及びサービスの一部のみに影響する場合は、DPMA 規則第 28 条に基づく権利移転の登録請求には、権利移転に係わる商品及びサービスを表示しなければならない。

(2) その他の点では、第 36 条(1)から(5)まで及び(7)が、(5)に規定される書類の提出期限は適用されない旨のただし書に従うことを条件として、準用される。

第 34 条 権利の移転、対物的権利、破産手続及び出願に関する強制執行措置

(1) 権利の移転、対物的権利、強制執行措置又は破産手続は、出願のファイルに記載しなければならない。

(2) 権利の移転の場合は、登録時に商標所有者である者のみが登録簿に登録される。登録時に存在する対物的権利、その時に存在する強制執行措置又は登録時に係属している破産手続もまた、登録簿に登録される。

(3) 商標出願に基づく権利の移転が当該商標の出願対象になっている商品及びサービスの一部のみに影響する場合は、一部移転の請求書には、権利移転に係わる商品及びサービスを記載する。その他の点では、第 35 条(1)から(5)まで及び(7)が、(5)に規定される書類の提出期限は適用しない旨のただし書に従うことを条件として、準用される。

第 35 条 出願の分割

(1) 出願商標は、商標法第 40 条(1)に基づいて、2 以上の出願に分割することができる。分割された各部分については、個別の分割宣言を必要とする。当該分割宣言書は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して提出しなければならない。

(2) 分割宣言書には、分割出願に含めるべき商品及びサービスを記載しなければならない。

(3) 残存する親出願の商品及びサービスの一覧と分割出願の商品及びサービスの一覧を合わせたものは、分割宣言が受領された時点での、原出願の商品及びサービスの一覧と同一でなければならない。分割が一般名称に該当する商品及びサービスに係わるときは、親出願及び分割出願の両方において、一般名称を使用し、かつ、当該一般名称は適切な追加情報によって、商品及びサービスの一覧が重複しないような方法により限定されなければならない。

(4) ドイツ特許商標庁は、原出願のファイルの完全な写しを作成しなければならない。当該写しに分割宣言を合わせたものが、分割出願のファイルの構成要素となる。分割出願に対しては、新規のファイル番号が割り当てられる。当該分割宣言書の写しは、親出願のファイルに含める。

(5) 原出願が第 8 条から第 12 条までに基づいて商標の表示を含む場合は、商標に関する同一の平面図形表示 4 通を、商標法第 40 条(2)第 2 文に基づく 3 月の期間内に追加して提出しなければならない。音響標章については、当該標章の音響表示を第 11 条(3)に基づいて、追加

して提出しなければならない。

(6) 出願人が原出願に関して選任した代理人は、分割出願についてもまた出願人の代理人とみなされる。新たな委任状の提出は必要としない。

(7) 原出願に関して提出された請求事項は、分割出願についてもなお引き続き適用される。

第 36 条 登録の分割

(1) 登録商標は、商標法第 46 条(1)に基づいて、2 以上の登録に分割することができる。分割される各部分については、個別の分割宣言書を提出しなければならない。当該分割宣言書は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して提出しなければならない。

(2) 分割宣言書には、分割登録に含めるべき商品及びサービスを表示しなければならない。

(3) 残存する親登録の商品及びサービスの一覧と分割登録の商品及びサービスの一覧を合わせたものは、分割宣言書が受理された時点での、原登録の商品及びサービスの一覧と同一でなければならない。分割が一般名称に該当する商品及びサービスに係わるときは、親登録及び分割登録の両方において、一般名称を使用し、かつ、当該一般名称は適切な追加情報によって商品及びサービスの一覧が重複しないような方法により限定されなければならない。

(4) ドイツ特許商標庁は、原登録のファイルの完全な写しを作成しなければならない。当該写しに分割宣言を合わせたものが、分割登録のファイルの構成要素となる。分割登録に対しては、新規のファイル番号が割り当てられる。当該分割宣言書の写しは、親登録のファイルに含める。

(5) 原登録が第 8 条から第 12 条までに基づいて商標の表示を含む場合は、商標の同一の平面図形表示 4 通を、商標法第 46 条(3)第 2 文に基づく 3 月の期間内に追加して提出しなければならない。音響標章については、当該標章の音響表示を第 11 条(3)に基づいて、追加して提出しなければならない。

(6) 出願人が原登録に関して選任した代理人は、分割登録についても出願人の代理人とみなされる。新たな委任状の提出は必要としない。

(7) 原登録に関して提出された請求事項は、分割登録についてもなお引き続き適用される。

(8) 異議申立が、商標法第 46 条に基づいてなされた分割宣言の対象である商標登録に対してなされたときは、ドイツ特許商標庁は異議申立人に原登録の内の異議申立の対象である部分を示す宣言書を提出するよう勧告する。登録商標の所有者もまた自発的に、異議申立人の宣言書に対応する宣言書を提出することができる。当該宣言書が一切提出されない場合は、分割宣言は容認されないものとして拒絶される。

第 3 章 更新

第 37 条 手数料の納付による更新

商標法第 47 条(3)に基づいて更新手数料を納付するときは、登録番号及び商標所有者の名称並びに納付目的を表示しなければならない。

第 38 条 一部更新の請求

(1) 商標登録に係わる商品及びサービスの一部のみについて保護期間の更新を求めようとするときは、出願人はその旨の請求をしなければならない。

(2) 請求には、次の事項を記載しなければならない。

1. 保護期間の更新を求める商標の登録番号
2. 商標所有者の名称及び住所
3. 代理人が選任されているときは、当該代理人の名称及び住所
4. 保護期間の更新に係わる商品及びサービス

第4章 放棄

第39条 放棄

(1) 商標法第48条(1)に基づく商標の全部又は一部の取消抹消は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して行わなければならない。

(2) 請求には、次の事項を記載しなければならない。

1. 全部又は一部の抹消を求める商標の登録番号
2. 商標所有者の名称及び住所
3. 代理人が選任されている場合は、当該代理人の名称及び住所
4. 商標の一部について抹消を求めるときは、抹消を求める商品及びサービス又は抹消してはならない商品及びサービスの何れか一方

第40条 第三者の合意

商標法第48条(2)に基づいて必要とされている、登録簿に登録された商標に係る権利の所有者の同意に関しては、当該権利の所有者又はその代理人が署名した同意の宣言書を提出することをもって足りる。当該宣言書又は署名については、認証を必要としない。合意はまた他の方法によっても証明することができる。

第5章 取消

第41条 取消事由による取消

(1) 商標法第53条(1)に基づく取消事由による商標の取消請求は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して提出しなければならない。

(2) 当該請求には、次の事項を記載しなければならない。

1. 取消を請求する商標の登録番号
2. 請求人の名称及び住所
3. 請求人が代理人を選任している場合は、当該代理人の名称及び住所
4. 商標の取消を商品及びサービスの一部のみについて請求する場合は、取消請求に係る商品及びサービス、又は取消請求に係らない商品及びサービスの何れか一方
5. 商標法第49条に基づく取消事由

第42条 絶対的拒絶理由による取消

商標法第54条(1)に基づく絶対的拒絶理由による取消請求には、第41条が適用される。

第5部 国際登録

第43条 マドリッド協定に基づく国際登録の手續における請求その他の通信

ドイツ特許商標庁の登録簿に登録されている商標に関する、マドリッド協定第3条に基づく国際登録の手續における請求その他の通信については、世界知的所有権機関が発行する公式様式を使用しなければならない。

第44条 マドリッド協定議定書に基づく国際登録の手續における請求その他の通信

ドイツ特許商標庁に出願されている、又はその登録簿に登録されている商標に関する、マドリッド協定議定書第3条に基づく国際登録の手續における請求その他の通信については、世界知的所有権機関が発行する公式様式を使用しなければならない。

第45条 マドリッド協定及びマドリッド協定議定書に基づく国際登録の手續における請求その他の通信

ドイツ特許商標庁の登録簿に登録されている商標に関する、マドリッド協定第3条及びマドリッド協定議定書第3条に基づく国際登録の手續における請求その他の通信については、世界知的所有権機関が発行する公式様式を使用しなければならない。

第46条 保護の拒絶

(1) マドリッド協定第3条の3又はマドリッド協定議定書第3条の3に基づいてドイツ連邦共和国の領域へ保護が及んでいる国際登録に対し、その保護の全部又は一部が拒絶され、かつ、この拒絶が、国際登録の所有者への伝達のために世界知的所有権機関の国際事務局に通知されている場合は、最終的拒絶を回避するために、ドイツにおける代理人を選任するための期間は、世界知的所有権機関の国際事務局から拒絶通知が発送された日から4月とする。

(2) 国際登録の所有者がドイツにおける代理人を選任しなかったために保護の拒絶が確定した場合は、当該拒絶についての異論申立又は審判請求は、(1)に基づく期限後、更に1月以内に、ドイツ特許商標庁に対して行わなければならない。当該拒絶には、当該所有者の審判請求権についての指示を添付しなければならない。これには商標法第61条(2)が準用される。

第6部 農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地名称の保護に関する2006年3月20日 理事会規則(EEC)No. 510/2006に基づく手続

第1章 登録手続

第47条 登録出願

(1) 地理的表示及び原産地名称の保護(OJ EU No. L93 p. 12)に関する2006年3月20日の理事会規則(EC) No. 510/2006に基づく、各々の適用条文による、地理的表示又は原産地名称についての登録出願は、ドイツ特許商標庁が発行する様式を使用してしなければならない。

(2) 出願書類には、次の事項を記載しなければならない。

1. 理事会規則(EC) No. 510/2006の第5条(1)の意味における出願人の名称及び住所
2. 出願人グループの法的形態、規模及び構成
3. 代理人が選任されている場合は、代理人の名称及び住所
4. 地理的表示又は原産地名称として保護を求める名称
5. 農産物又は食料品の種類
6. 所定の様式による、理事会規則(EC) No. 510/2006の第4条(2)に基づく明細書

第48条 出願公告

(1) 商標公報(商標法第130条(4))における出願公告には、少なくとも次の事項を掲載しなければならない。

1. 出願人の名称及び住所
2. 代理人が選任されている場合は、代理人の名称及び住所
3. 地理的表示又は原産地名称として保護を求める名称
4. 農産物又は食料品の種類
5. 理事会規則(EC) No. 510/2006の第4条(2)に基づく明細書

(2) 出願公告は、理事会規則(EC) No. 510/2006に関連する商標法第130条(a)に基づく異議申立をすることができることに言及しなければならない。

第49条 国内での異議申立

(1) 理事会規則(EC) No. 510/2006第5条(5)に関連する商標法第130条(4)に基づく異議申立は、ドイツ特許商標庁が発行した様式を使用して行わなければならない。

(2) 異議申立書は次の事項を記載しなければならない。

1. その登録を異議申立の対象とする地理的表示又は原産地名称
2. 異議申立人の名称及び住所
3. 代理人が選任されている場合は、その名称及び住所
4. 異議申立人の正当な権利を証明する事情
5. 異議申立の理由とする、理事会規則(EC) No. 510/2006の第7条(3)に関連する第5条(5)の規定による事由

第2章 商標法第131条に基づく異議申立手続

第 50 条 異議申立

(1) 理事会規則(EC)No. 510/2006 の第 7 条(2)に関連する、商標法第 131 条に基づく異議申立は、ドイツ特許商標庁が発行する様式を使用してしなければならない。

(2) 異議申立書は次の事項を記載しなければならない。

1. その登録に対して異議申立をする地理的表示又は原産地名称
2. 欧州連合の官報における公告に関する EC 番号及び日付
3. 異議申立人の名称及び住所
4. 代理人が選任されている場合は、代理人の名称及び住所
5. 異議申立人の正当な権利を証明する事情

(3) 異議申立は、異議申立期間内に、その根拠とする理由を陳述しなければならない。異議申立の理由とする、理事会規則(EC) No. 510/2006 の第 7 条(3)に基づく理由が表示されなければならない。

第 51 条 異議申立手続

異議申立期間の満了後、ドイツ特許商標庁は遅滞なく、連邦司法省に対して異議申立書及びその必要書類を送付することにより、受理した異議申立について報告しなければならない。

第 3 章 明細書の補正、取消、ファイルの閲覧

第 52 条 明細書の補正

(1) 理事会規則(EC) No. 510/2006 第 6 条による、明細書の補正申請は、ドイツ特許商標庁が発行する様式を使用してしなければならない。

(2) 申請には、次の事項を記載しなければならない。

1. 登録されている地理的表示又は原産地名称
2. 理事会規則(EC) No. 510/2006 第 9 条(1)の意味での出願人の名称及び住所
3. 出願人集団の法的形態、規模、構成
4. 代理人が選任されている場合は、代理人の名称及び住所
5. 申請人の正当な権利を証明する事情
6. 補正の対象とする、明細書の種類
7. 請求する補正及び補正理由の陳述

(3) 上記以外に関しては、第 48 条から第 51 条までを、理事会規則(EC) No. 510/2006 第 12 条(2)第 1 文に基づく申請に準用する。

第 53 条 取消請求

(1) 理事会規則(EC) No. 510/2006 第 12 条(2)に基づく、登録された地理的表示又は原産地名称に関する取消請求は、ドイツ特許商標庁が発行する様式を使用してしなければならない。

(2) 請求は、次の事項を記載しなければならない。

1. 取消の対象とする地理的表示又は原産地名称
2. 請求人の名称及び住所
3. 代理人が選任されている場合は、代理人の名称及び住所
4. 請求人の正当な権利を証明する事情

5. 取消理由

第 54 条 ファイルの閲覧

ドイツ特許商標庁は、理事会規則 (EEC) No. 510/2006 に従う手続におけるファイルの閲覧を許可する。

第 55 条 (廃止)

第7部 最終規定

第56条 本規則の施行時の経過規定

本規則の施行前に行われた商標出願については、2003年9月1日の規則(連邦法律官報 I, 1701 ページ)により最終改正された1994年11月30日の商標規則(連邦法律官報 I, 3555 ページ)を適用する。

第57条 今後の改正についての経過規定

本規則に対する改正の施行前に行われた商標出願については、その日付までの適用版における本規則の規定を適用する。

第58条 施行, 廃止

本規則は2004年6月1日に施行する。同日付けで、2003年9月1日の規則(連邦法律官報 I, 1701 ページ)により最終改正された1994年11月30日の商標規則(連邦法律官報 I, 3555 ページ)は廃止する。